

すすめよう！男女共同参画

問合先

役場企画課企画調整係
(内線212)

◆マタハラ、パタハラを知っていますか

マタハラとは…マタニティ・ハラスメントの略で、働く女性が妊娠・出産・育児を理由に不当に解雇などをされることや、妊娠・出産・育児に対して職場で受ける精神的または肉体的な嫌がらせのことです。

被害例

- ・上司に妊娠を報告したところ「他の人を雇うので早めに辞めてね」と言われた。
- ・妊娠健診のために休暇を取得したいと上司に相談したところ「病院は休みの日に行くものだ」と言われた。
- ・育児短時間勤務をしていたら同僚から「あなたが早く帰るせいで仕事の負担が増えて迷惑だ」と仲間はずれにされた。

パタハラとは…パタニティ・ハラスメントの略で、働く男性が育児休暇や育児目的の短時間勤務制度などを活用し育児参画することに対する精神的または肉体的な嫌がらせのことです。

被害例

- ・育児休業の取得を上司に相談したところ「男のくせに育児休業を取るなんてあり得ない」と言われ、取得できなかった。
- ・保育園のお迎えを理由に時間外労働の免除について

上司に相談したところ「次の査定に影響するからな」とプレッシャーをかけられた。

- ・育児休業から復帰した後、同僚から嫌がらせを受けるようになった。

◆マタハラ、パタハラを防止しましょう

マタハラ、パタハラは、職場の就業環境を害し、労働者の能力発揮の妨げとなる許されない行為です。妊娠・出産・育児の支援制度を徹底して周知することや、妊娠・出産・育児を行う労働者をみんなで協力して支え合うことなどの取り組みによって、マタハラ、パタハラを職場全体で防止することが大切です。男女共同参画社会の実現に向けて、安心して妊娠・出産・育児ができる職場づくりが必要です。

◆労働相談窓口を設けています

マタハラ、パタハラをはじめ、労働問題全般について相談を受けています。なお、電話による相談も可能です。

▷開設日時 毎週金曜日(祝日を除く)、午後6時～8時

▷ところ 音更労働福祉会館(大通10丁目3番地8)

▷相談員 労働相談員

▷問合先 音更労働福祉会館 ☎45-4200、FAX45-4220